

V。国民の権利・安全性の確保

税理士制度は、公的資格制度として厳格な法的規律のもと存在している。これまで有資格者においては、その社会的役割の重要性のもと、倫理観・責任感が働くことによる法遵守が当然に期待されてきた。しかし、近年、その信頼を裏切るような不祥事が多発し、公的資格制度そのものに対する国民の信頼を損ねる結果となっている。行政上の責任としての懲戒処分は、行政秩序を維持し、これを回復させることによつて、国民の権利・安全性を確保することを主眼として実施される。その実施にあたっては、不祥事案を抑止するとともに、利用者たる国民が不測の損害を被ることを防止する観点から、手続きの透明性が確保され、明確な基準のもと厳格かつ適正な処分が求められ、国民への注意喚起としての懲戒情報の開示が求められる。

また、一方で、有資格者の専門性は、社会経済の多様化・複雑化に伴います高度化しており、民事上、高度の専門家責任が問われるケースが増加している。国民の権利・安全性の確保の観点からは、損害を受けた相手方の確実な救済を行うことが求められ、損害賠償責任を果たすうえにおいて、確実な損害補填を行うための税理士職業賠償責任保険の加入義務化が求められるところである。

本稿では、以上の観点から、行政上の責任としての懲戒処分としての懲戒処分のあり方について見直しを行うとともに、民事上の責任を果たすうえで確実な損害補填を行うための税理士職業賠償責任保険の加入義務化について検討を行った。

① 懲戒処分による適正実施と有効性の確保

財務大臣による懲戒処分（以下「法定処分」）について

- (1) 「規制改革推進のための3か年計画」（平成19年6月22日閣議決定）を受け、国税庁ホームページで、懲戒処分の考え方や量定の判断基準が公表され、又、懲戒処分の対象となった者の氏名、生年月日、登録番号、事務所所在地、住所、処分内容及び官報掲載年月日が公表された。これにより、インターネット等を通じて一般国民にも情報を公開されるようになった。

しかし、公表された処分内容は、「税理士法第45条の規定に基づき」又は「税理士法第46条の規定に基づき」と記載されているだけで、懲戒処分の対象となった行為が明確にされていない。社会から信頼される税理士制度として、懲戒処分の対象となった行為がどのような法令に違反したのかを明確に記載することにより、広く一般国民にも明確な情報公開を行うことが必要である。

したがって、脱税相談等をした場合の懲戒（法45条）、一般の懲戒（法46条）、違法行為等についての処分（法48条）の規定により、財務大臣が懲戒処分等を行ったときの官報公告等には、懲戒処分があった旨の周知だけでなく、処分に關する具体的事由も開示すべきである。

- (2) 懲戒処分審議は、国税審議会の懲戒審査委員により税理士分科会で行われているが、年に2乃至3回しか開催されず、その議決を受けて財務大臣の処分官報公告は、年に2回しか公表されていない。懲戒事案が発生し、処分が行われ公表されるまでの間が、最長で6ヶ月も経過してしまうと、その間に国民に不測の損害をもたす虞もある。法定処分の決議を行う国税審議会の開催や財務大臣の行う処分は、随時行い、官報にその都度公告を行うことにより、法定処分の適時性を確保すべきである。

【参考】税理士会則による懲戒処分（以下「会則処分」）について
(1) 会則処分は、税理士に関する法令、連合会の会則又は本会の会則、規則等に違反し行われる処分であるから、厳格な法的規律に服するべき資格者がそれに違反することは、

VI. その他

報酬のある公職に就いた場合は、その職務に専念しなければならず、また、就いた公職において指揮監督を受けることになり、税理士としての独立公正な立場が阻害される虞があるため、税理士業務を制限しているものであるところである。ところが、懲戒処分を受けた場合の業務停止は、懲罰的な



おわりに

これまで3回にわたつて「税理士法改正に関するタタキ台」を掲載してきた。本タタキ台は、税理士の質的確保を最重要視し、資格取得時の資質検証と資格取得後の資質の維持・向上に関する見直しを中心に、税理士制度が将来にわたつて国民から信頼される制度として更なる発展を遂げることを目的として制度全般にわたつて検討を行ったものである。

また、制度改革は、年金受給者の増加や年末調整制度の見直し等による納税者の増加が言われる中、税理士の量的確保にも配慮しつつ、国民の権利利益の安全を確保するための能力担保措置として必要不可欠な資質の検証を行っていくことが必要であり、規制改革にも耐え得るものでなければならぬ。今後は、会員各位から寄せられた意見を参考としつつ、日本税理士会連合会制

度部の「税理士法改正要望項目」（平成20年3月21日付具申）と、これに対する再検討・追加検討要請（同年6月4日付諮問）を踏まえ、本会制度部において未検討の項目について、現行制度の問題点、他の資格士業制度との関係、税理士制度に対する影響など幅広い視点をもち、更に検討を進めていくこととしている。税理士法は、国家権力との関係において国民の権利と安全性を確保すべく存在するものであり、公共的使命を担う我々税理士の役割が規定されている。その改正について考えるとき、単に我々税理士の権益を護るためではなく、税理士制度が国民の視点から必要不可欠なものとして存続し、発展するよう検討されなければならぬ。本タタキ台の公表によつて、会員各位において、我々自身の職業法である税理士法に対する関心が一層高まる高まり、忌憚のないご意見を頂けることを願いつつ結びとしたい。

納税者はもとより国民の権利や安全性を脅かすことにもつながらかたねない。しかしながら、その処分は、法定処分のような第三者による議決を経ずに、同じ税理士会員により審議され決定されるため身内に甘い処分となる虞も否定できない。

したがって、会則処分による懲戒処分の適正性を担保するため、弁護士又は学識経験者等、税理士以外の第三者を登用することが適当である。

- (2) 税理士会は、平成20年度中に税理士の情報開示を実施する予定ではあるが、懲戒に関する事項については、法定処分に限られ、会則処分の開示は予定されていない。

しかし、会則処分も法定処分と同様に国民の権利や安全性の見地から、処分情報の開示の重要性は大い。会則処分を行った場合には、法定処分と同程度の内容を、税理士会会報への公示だけでなくホームページ等に掲載すること

② 税理士職業賠償責任保険の加入義務化

税理士職業賠償責任保険の加入義務化について

- (1) 税理士を取り巻く環境変化に伴い、国民の税理士に対する要請は益々複雑化・高度化する傾向にある。業務独占資格者たる税理士といえども、こういった要請に完全に応えることは困難であり、税理士に対する損害賠償請求事例が増加する背景をも踏まえ、国民の権利と安全性を確保するため、最低保障額程度の職業賠償責任保険の加入を義務化する必要がある。

したがって、税理士及び税理士法人は、税理士業務遂行上の依頼者の損害を補填するため、税理士職業損害賠償保険への加入を義務付けるものとする。

- (2) 加入すべき保険の補償額については、過去の保険金支払い実績に基づき500万円未満で約80%は担保でき、保険料も年間3万円強であることから、強制加入とした場合であっても新規登録者にとつて過度の負担となるものではない。したがって、500万円程度の低額補償保険への加入とする。

規定であり、報酬のある公職に就いた場合は業務制限の趣旨がまったく異なるものであり、同列に規定するべきではない。したがって、業務停止（法43条）の適用を受ける「報酬のある公職に就いた場合」を、「懲戒処分による場合」と項を分けて規定する。